

支配株主等に関する事項について

2021年11月18日

株式会社 東京証券取引所  
代表取締役社長 山道 裕己 殿

株式会社クルーパー  
代表取締役社長 石田 誠

当社の親会社以外の支配株主である(株)E&Eについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2021年9月30日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
(株)E&E	支配株主（親会社を除く。）	95.55	0.00	95.55	—

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(株)E&Eは、事業会社ではなく当社代表取締役石田誠の資産管理会社であるため、親会社に該当しません。

3. 支配株主等との取引に関する事項

(2021年3月期)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有（被 所有） 割合 (%)	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員が 議決権 の過半 数を所 有して いる会 社	(株)E&E	横浜 市青 葉区	8,000	資産管 理会社	95.55	当社役 員資産 管理会 社	社有車 の売却	18,000	—	—

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件の決定に関しては、市場価格等を勘案し、一般取引条件と同様に決定し、当該取引について取締役会の決議に基づき決定しております。

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は支配株主との取引等については、コーポレート・ガバナンス上問題があると誤解を与える可能性があることを認識しており、今後においては原則として支配株主との取引等を行わない方針であります。しかしながら、やむを得ない事情により取引を行う場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性につき慎重に判断するとともに、社外（独立）取締役及び社外（独立）監査役が出席する取締役会決議を受けたうえで、これを行うことで取引の適正性を確保してまいります。

以 上